

事業所の不適切行為と不正行為について

◆ はじめに

- ▶ 実地検査によって、発覚している不適切行為について
- ▶ 不正行為とその後の対応について

◆ 不適切行為について 事業所が適正に運営されていないこと

1. 事業所に対して実施している実地検査より
昨年度に実施した集団指導の内容があまり反映されていない
2. 適正運営チェックリスト
最低限改善していただきたいものをまとめたもの
事業所訪問時にチェックリストの内容を確認

◆ 不正行為について 事業所が自治体に詐欺行為を働くこと(刑法第 246 条に該当)

1. 不正行為の種類(どういふことをしていたのか)
架空請求
水増し請求
不適切なサービス内容での請求
2. 江戸川区の姿勢(江戸川区はどこまでやるのか)
利用者・従業者への聞き取り
現場確認
3. その後の対応
江戸川区移動支援事業の委託契約解除の可能性
東京都へ事業所の処分を要望
警察への告訴を検討

◆ 注意喚起及び情報提供について

1. 事業所で勝手な判断をしない
利用者が「区の職員が言っていたから大丈夫」と言っている区
に確認を
2. 不正行為に心当たりがある方は、事業者調整係へ
あいまいな情報ではなく正確な情報を

◆ まとめ

- 一部の不正行為で福祉分野が悪く見られるのは許せない
- 一緒に不正行為を無くしていきましょう!